

特定既存単独処理浄化槽と判定された 浄化槽の管理者・所有者の方へ

特定既存単独処理浄化槽とは・・・

漏水や著しい破損などにより正常な処理機能が損なわれ、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にある単独処理浄化槽のことです。

特定既存単独処理浄化槽は、放置すれば
処理不十分なし尿が流出し、
側溝や河川、地下水等の汚染につながる
おそれがあるため、速やかに改善をする
必要があります。



出典：令和２年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備
促進に関する調査検討業務報告書

豊かな水環境を保全し、快適な生活環境を守るため、
特定既存単独処理浄化槽は、原則として除却し、

合併処理浄化槽に転換 又は
公共下水道等へ接続 しましょう！



◎ 除却をするときは、廃棄物対策課に次の届出をしてくださるようお願いいたします。

届出が必要なとき	提出するもの	提出期限
合併処理浄化槽を設置するとき	浄化槽設置届出書	10日前まで
合併処理浄化槽の使用を開始したとき	浄化槽使用開始報告書	30日以内
特定既存単独処理浄化槽を除却したとき	浄化槽使用廃止届出書	30日以内
浄化槽の管理者が変わったとき	浄化槽管理者変更報告書	30日以内

大分市 廃棄物対策課 浄化槽担当班

〒 8 7 0 - 8 5 0 4

大分県大分市荷揚町 2 番 3 1 号

電話 (097) 540-5850 FAX (097) 534-6252

大分市
ホームページ

